

17春闘勝利に向けて⑦

## ◆過労死促進の上限規定はゴメンだ！

### と官邸や政党に意見をとどけよう！

2月14日働き方改革実現会議は長時間労働削減を目指して、以下の事務局案を出した。

- ①時間外労働の上限をつき45時間、年360時間を法律で明記、違反には罰則
- ②特例で年720時間（月平均60時間）
- ③繁忙期の月あたりの上限時間を設ける・・・時間の明示なし
- ④特例適用には労使協定義務付け
- ⑤災害などの場合の延長を認める現行法は継続

報道では労使の合意がとれず、繁忙期の月あたりの上限は決められなかった、首相は語気を強めて労使に「責任のある議論」を求めたという。月に60時間の残業でも過労死が発生しているのに、これ以上の上限時間は長時間労働の促進にお墨付きを与えるものだ。各組合はまともに長時間労働をなくす方針を求める声を届けよう。職場の36協定を点検しよう！

#### <文案>

- \*残業上限60時間でも長すぎる！100時間、80時間は、論外だ！
- \*業務終了から次の業務開始まで「インターバル時間」11時間の設定を！
- \*こんな残業規制では女性は「活躍」しようがない！
- \*過労死促進の裁量労働の拡大や高度プロフェSSIONAL制度の法案は直ちに取り下げを！
- ※その他、自身や職場の仲間、家族、知人の働き方について、問題があれば実態を知らせ、労働時間法制の規制強化を求めよう。

FAX、メール（ネット意見箱）送付先は、

働き方改革実現推進室 03 - 3581 - 4577

首相官邸

[https://www.kantei.go.jp/jp/forms/goiken\\_ssl.html](https://www.kantei.go.jp/jp/forms/goiken_ssl.html)

自民党 03-5511-8855（ふれあいFAX）

[https://ssl.jimin.jp/m/contacts?\\_ga=1.7819770.933693777.1479440605](https://ssl.jimin.jp/m/contacts?_ga=1.7819770.933693777.1479440605)

公明党 03-3353-0457

<https://www.komei.or.jp/contact/>

民進党 03 - 3595 - 9961

<https://www.minshin.or.jp/form/contact/request>

日本共産党 03-5474-8358

[info@jcp.or.jp](mailto:info@jcp.or.jp)

社会民主党 03-3506-9080

<http://www5.sdp.or.jp/central/inq/inq.htm>

自由党 03-3234-3332

[info@liberalparty.jp](mailto:info@liberalparty.jp)

#### <現行の労働時間法制>

労働基準法が定める法定労働時間は、休憩時間を除き週40時間・1日8時間だが、同法36条に基づく労使協定（サブロク協定）を結ぶと、厚生労働省の限度基準である月45時間、年間360時間まで残業が可能になる。この範囲を超えると、同法32条違反（6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となるが、36協定に「特別条項」を付ければ、最大半年・年6回まで限度基準を超えた残業が可能になる。特別条項付き36協定については、法令の上限規制はなく、労使当事者間の協議に委ねられている。

#### ★雇用共同アクションのネット署名

「8時間働いたら帰る、暮らせるワークルールをつくろう。」賛同を広げよう！

- ◆8時間労働の原則にのっとった働き方をし、それで安心して暮らしていけるような社会をつくりたい。その思いをこめたキャンペーンを展開する「わたしの仕事8時間プロジェクト」が動き出しました。

要請項目は、労働時間の規制強化と規制緩和法案の撤回、最賃の抜本改正、中小企業の経営環境改善、社会保障の拡充です。

呼びかけと要請趣旨、要請事項をネットでご確認し、賛同してください。

URLは <https://goo.gl/A8DdDP>

QRコードは→



**労基法改悪反対！ 実効性のある時間外労働規制を！ 国会行動**  
2月24日(金) 12:00~13:00 衆議院第二議員会館前